

# 10月スタート

## 住民参加をめざして～

A Q

開示請求ができる公文書はどのようなものですか？

平成14年4月1日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は、取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録で、決裁等の手続きが終了し、実施機関が管理しているものが開示請求の対象となります。

A Q

町のどの機関が持っている公文書を見られるのですか？

公文書の開示は、次の実施機関が対象となります。

- ①町長（総務課、企画財政課、保健福祉課等9課（室））
- ②教育委員会（学校教育課、生涯学習課及び給食センター）
- ③選挙管理委員会
- ④監査委員（総務課所管）
- ⑤農業委員会
- ⑥固定資産評価審査委員会（税務課所管）
- ⑦議会

A Q

情報公開制度Q & A

この制度の導入により、町では町民の皆さん

の「知る権利」を尊重し、町民参加による公正で開かれた町政をめざしていきます。

10月1日からは、皆さんからの請求に応じて町が保有する情報を公開する「情報公開制度」がスタートします。

町では、これまで広報紙やホームページ、各課の窓口等で、隨時町民の皆さんに行政情報をお知らせしました。この情報提供に加え、町が保有する情報を公開する「情報公開制度」がスタートします。

開示請求の対象となる公文書は、すべての内容を見せてくれますか？

開示請求の対象となる公文書は原則公開ですが、公

正かつ円滑な行政運営、個人や法人等の権利・利益の保護との調和を図るため、次のような情報は開示できません。

①法律等で公にできないとされている情報

②個人に関する情報で特定の個人が識別されるもの

③法人又は事業を営む個人等の正当な利益を害するおそれがある情報

④公共の安全と秩序の維持に支障が生じる情報

⑤国や他の地方公共団体等との協力・信頼関係が損なわれる情報

⑥町が行う事務事業の意思形成に支障が生じるおそれがある情報

⑦公正又は円滑な事務事業の執行に支障が生じるおそれがある情報

A Q  
開示請求をできる人は誰ですか？

開示請求をすることができるのは、次の方です。

- ①町内に住んでいる方
- ②町内に事務所又は、事業所がある方及び法人等
- ③町内に勤務している方
- ④町内の学校に在学している方
- ⑤町が行う事務事業に具体的な利害関係がある方

A Q  
開示請求の手続きはどこで行うのですか？

相談や請求の受付は、総務課で行います。

A Q  
開示請求の手続きはどのようにするのですか？

受付窓口（総務課）で「公文書開示請求書」に必要事項を記入し提出していただきます。（口頭又は電話で